

## 平成 29 年度福岡県包括外部監査報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 工藤 重之

平成 29 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

## 1 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	雇用労働施策に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>我が国の人口は、平成 27 年の国勢調査において、大正 9 年の調査開始以来初めての人口減少となるなど、人口減少及び少子高齢化が進行している。全国 47 都道府県中、人口が増加しているのは 8 都県であり、福岡県（以下「県」という。）もその一つである。</p> <p>しかし、県においても、15 歳未満人口及び 15 歳以上 65 歳未満人口は減少し、65 歳以上人口の増加がその減少を上回ること総人口が増加している状況にあり、少子高齢化は県でも進行している。また、市町村によって状況は大きく異なり、福岡市及びその周辺市町では人口増加となっているのに対し、それ以外の地域においては減少幅が拡大している。</p> <p>雇用労働の観点からみると、15 歳以上 65 歳未満人口の減少により、新たな労働力の確保及び労働生産性の向上が必要となる。</p> <p>国においては、女性、高齢者、障がい者、外国人等の新たな労働力の確保に加え、働き方改革を含めた労働生産性の向上に向けた取組が行われている。</p> <p>県においても、70 歳現役応援センター、子育て女性就職支援センター、中高年就職支援センター、30 代チャレンジ応援センターを設置するなど、全国的に見ても先進的な取組を実施しており、平成 29 年 3 月に策定した新しい県の総合計画においても、「活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出」に取り組んでいくこととされている。</p> <p>このような状況を踏まえ、雇用労働施策に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか等を検討することが必要であると考え、テーマとすることが相当であると判断した。</p>
監査の方法	<p>（１）監査の対象部署</p> <p>雇用労働施策に関する部署として、福祉労働部労働局各課及び労働委員会事務局各課並びにその所管する出先機関を監査対象とした。</p> <p>また、県が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、監査対象としている。</p> <p>（２）監査の視点</p> <p>監査の視点は、次のとおりである。</p> <p>ア 雇用労働施策に関する財務事務の執行の適切性</p> <p>雇用労働施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。</p> <p>イ 雇用労働施策の有効性、効率性及び経済性</p> <p>県の全体最適の観点から、実施している雇用労働施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに費用対効果を踏まえた検討が行われているか。</p> <p>ウ その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応</p> <p>過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。</p>
監査対象期間	原則として平成 28 年度（必要と認められた場合、平成 29 年度及び平成 27 年度以前の過年度についても対象とした）

## 2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 工藤 重之
包括外部監査人補助者	公認会計士4名、公認会計士試験合格者3名、行政実務経験者1名、アシスタント1名

## 3 報告書の構成

第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 4 ページ
第2 監査対象の概要	
1 福岡県の状況	5 ページ～ 10 ページ
2 福岡県の雇用労働施策	11 ページ～ 39 ページ
3 雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等に関する調査結果	40 ページ～ 85 ページ
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1 監査の視点、2 実施した監査手続、3 監査の実施状況	86 ページ～ 88 ページ
4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	89 ページ～ 90 ページ
5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	91 ページ～ 161 ページ

## 4 監査の視点

### （1）雇用労働施策に関する財務事務の執行の適切性

雇用労働施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

- ・ 財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「規則等」という。）は整備されているか。
- ・ 規則等が、現在の雇用労働施策を取り巻く環境に対応したものとなっているか。
- ・ 報酬、賃金等の支払いは、適切に行われているか。
- ・ 業務委託等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 所管する財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ・ 所管する財政的援助団体における財務事務は、適切に行われているか。
- ・ 所管する公共職業能力開発施設における訓練生預り金は、公金に準じて、適切に管理されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は適切に管理されているか。

### （2）雇用労働施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している雇用労働施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ・ 施策の立案及び実施に当たって、その必要性は十分に検討されているか。
- ・ 施策の実施に当たって、対象者に対し、効果的な広報等が実施されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は、その目的に対し有効に活用されているか。
- ・ 計画と実績の対比等により、実施した事業に対するモニタリングは適切に行われているか。
- ・ 施策に係る財務事務に非効率な点はないか。
- ・ 施策実施に係る組織体制は、県民ニーズに対応したものとなっているか。
- ・ 国、市町村、関係団体、企業等との協働や連携は適切に図られているか。
- ・ 施策に係る費用及び効果は適切に把握されているか。また、その費用対効果を踏まえた検討がなされているか。

### （3）その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応

過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

- ・ 過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・ 過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

## 5 実施した監査手続

監査の視点を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

### (1) 概要の把握

公表されている雇用労働施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。また、雇用労働施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、雇用労働施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

### (2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした雇用労働施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

### (3) 監査対象とした出先機関等への現地調査並びに文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした各労働者支援事務所（4か所）、公共職業能力開発施設（4か所）については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

### (4) 財政的援助団体及び関係人に対する調査

財政的援助団体である「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会」について文書の査閲等を実施した。また、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、関係人について調査を行った。

### (5) 事業別施設別のコスト等に関する調査

県の雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等を把握するため、各所管部署に対し調査票を配付し、平成26年度から平成28年度までにおけるコスト、財源及び指標情報を入手し、これら情報を基に指標当たりコストを算出し、事業の効率性等を把握している。

## 6 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

### (1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

対象部署	結果（指摘）	意見
労働政策課	1件	13件
新雇用開発課	-	1件
職業能力開発課	3件	7件
労働委員会事務局	-	-
	4件	21件

### (2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

所管部署、結果及び意見の項目	ページ
(1) 労働政策課	
ア 補助金関係（福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く）	
(ア)（意見）補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の見直し検討について	91
イ 就業支援及びそれに関する業務委託関係	
(ア)（意見）委託業務に関する契約方法の見直し検討について	93
(イ)（意見）個別就職相談等業務における現地確認時の記録保存について	95
(ウ)（意見）30代チャレンジ応援センター事業における成果指標の見直しについて	97

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
ウ	労働者福祉関係	
	(ア) (意見) 北九州勤労青少年文化センターの在り方の見直し検討について	101
エ	労働相談及び労働者支援事務所関係	
	(ア) (意見) 労働相談業務における継続的な専門性の確保及び相談メニューの拡充検討について	108
	(イ) (意見) 出張相談における事前予約がない場合の対応の再検討について	112
	(ウ) (意見) 福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について	115
	(エ) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善について	117
オ	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係	
	(ア) (結果) 協議会における有期雇用契約職員の勤怠管理について	118
	(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイクルの強化について	121
	(ウ) (意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について	123
	(エ) (意見) 協議会が行う助成金支給に関する具体的な判断基準等の文書化について	126
	(オ) (意見) 協議会における契約に関する規定等の整備について	130
(2)	新雇用開発課	
	ア 業務委託関係	
	(ア) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について	132
(3)	職業能力開発課	
	ア 補助金関係	
	(ア) (結果) 職業訓練協会に対する補助金の適切な審査について	134
	(イ) (結果) 職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について	136
	(ウ) (結果) 技能士会連合会に対する補助金の適切な審査について	139
	イ 委員謝金関係	
	(ア) (意見) 福岡県技能評価認定審査会の委員謝金に係る源泉所得税の取扱いについて	143
ウ	子育て女性就職促進事業関係	
	(ア) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直しについて	148
エ	公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係	
	(ア) (意見) 職業訓練委託に係る訓練実施報告書の適切な検査の実施について	152
	(イ) (意見) 公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について	155
	(ウ) (意見) 公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について	157
	(エ) (意見) 福岡障害者職業能力開発校における寮の有効活用の検討について	158
	(オ) (意見) 未利用地の利活用方法の検討について	159
(4)	労働委員会事務局調整課、審査課	
	該当なし	161

## 7 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 労働政策課

#### ア 補助金関係（福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く）

項目	(ア) (意見) 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の見直し検討について	P 91
現状	<p>県は、労働安全衛生対策の推進を図るため、公益社団法人福岡県労働基準協会連合会（以下「本連合会」という。）に対し、労働災害防止事業の実施に要する経費について福岡県労働災害防止事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。</p> <p>しかし、本連合会は毎年度補助金額を上回る当期経常増減額（収支差額）があることから、補助金がなくても本連合会の他の収入により事業は実施可能であるといえる。</p>	
意見	<p>県は、団体の財政状況等を勘案して補助金の交付の是非について検討し、財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を軽減することも検討することが望まれる。</p> <p>また、補助金の交付を継続するのであれば、団体の裁量で対象経費を選択できないよう、対象経費を具体的に限定するとともに、経費に係る収入は補助対象経費から控除し、補助率を適用して補助金額を計算し、その内容についても厳格に審査することが望まれる。</p>	

#### イ 就業支援及びそれに関する業務委託関係

項目	(ア) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について	P 93
現状	<p>県は、各種センターの運営やセンターにおける業務実施に関して、毎年度4月1日から翌年3月31日までを契約期間として業務を委託している（以下「通年型委託契約」という。）。通年型委託契約については、毎年、業者選定手続が必要であり、その手続に時間と労力を要する等の課題がある。</p>	
意見	<p>通年型委託契約に関し、単年度契約に関する課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p>例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。</p>	
項目	(イ) (意見) 個別就職相談等業務における現地確認時の記録保存について	P 95
現状	<p>県は、個別就職相談等業務について、専門的な知識と経験及び必要な許認可等を保有している業者に業務を委託している。これら業務のうち一部については、就職支援を実施する専門員や受付等（以下「専門員等」という。）の配置数がそれぞれの業務委託仕様書に定められている。しかし、実際に専門員等を配置していたかについて、「県職員が現地に赴く機会は多く、その際に確認している」とのことであるが、確認に関する記録は書面で残されていなかった。</p>	
意見	<p>専門員等の配置数の確認については、事後検証を可能とするため、確認した日時、確認を実施した職員名及び相手方名、確認内容、確認時の気づき事項及びその他関係資料等を記録として保存することが望まれる。</p>	

項目	(ウ) (意見) 30代チャレンジ応援センター事業における成果指標の見直しについて	P 97
現状	<p>「30代チャレンジ応援センター事業」の事務事業評価では、成果指標の一つとして「利用者数(延べ)」(以下「延べ利用者数」という。)を挙げている。平成23年度から平成27年度までの延べ利用者数は、いずれの年度も目標値を大幅に上回る水準で推移しており、平成28年度についても、目標値4,500人に対し、平成28年10月末時点で既に5,000人を上回っている。</p> <p>実績値が目標値を大幅に上回っている理由について県によると、目標値が個別就職相談をはじめとした支援メニュー利用者の人数であるのに対し、実績値は当該人数のほか、就職情報収集等のために来所した人数を全て集計しているためとのことである。</p>	
意見	<p>目標値と実績値の集計方法を統一し、両者を正確に対比することが望まれる。</p> <p>また、延べ利用者数は、一人当たりの利用回数の増減によっても影響を受けるため、実人数や新規利用者数の方が、アウトプット指標として望ましいと考えられる。過年度実績の推移も踏まえ、就職者数の増加に向けたアウトプット指標や目標値の設定について再検討することが望まれる。</p>	

#### ウ 労働者福祉関係

項目	(ア) (意見) 北九州勤労青少年文化センターの在り方の見直し検討について	P 101
現状	<p>県は、昭和57年に勤労青少年の福祉を増進するため、勤労青少年に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供することを目的として、県立北九州勤労青少年文化センター(以下「北九州パレス」という。)を北九州市に開設し、運営している。</p> <p>なお、平成27年に勤労青少年福祉法が改正され、改正前の勤労青少年福祉法に規定する勤労青少年ホーム等の規定は削除されている。</p>	
意見	<p>北九州パレスは、条例において「勤労青少年の福祉増進を目的」とされているが、勤労青少年の施設利用実績、特に本館施設の平成28年度の利用実績をみると、全体の利用人数に占める割合は16.9%となっている。</p> <p>また、条例及び施行規則の規定により、体育施設の利用料金については65歳以上の利用者は全額免除となっている。本施設の目的が「勤労青少年の福祉増進」とされていることから考えると、整合しない部分があると考えられる。</p> <p>自主事業で開設されている講座等の参加実績においても、青少年の参加割合は低い状況にある。</p> <p>現状においては、北九州パレスは「勤労青少年の福祉増進」を主な目的として利用されているとは言い難く、世代を問わず利用されている施設であると考えられる。</p> <p>今回の勤労青少年福祉法の改正を受け、勤労青少年ホームの法的な設置根拠が廃止されたことも踏まえ、北九州パレスについて、施設の老朽化への対応や同種施設の再配置等の観点から、その設置目的について再検討し、北九州市への譲渡や所管部署の見直し等も含めた施設の在り方について、今後、検討することが望まれる。</p>	

エ 労働相談及び労働者支援事務所関係

項目	(ア) (意見) 労働相談業務における継続的な専門性の確保及び相談メニューの拡充検討について	P 108
現状	<p>県は、県内4か所に労働者支援事務所を設置しており、その業務の一つに労働相談業務がある。この労働相談業務では、労働問題に関する各種個別相談に応じ、個別労使紛争の自主的な解決の支援を行っている。</p> <p>労働相談業務については労働基準法を始めとする労働関係法令の知識が必要であるが、県職員は地方公務員法が適用され、労働基準法等は一部しか適用されない。また、労働関係法令は、頻繁に改正されており、その都度新たな知識の習得が必要となる。さらに、国は、働き方改革を推進しており、これに関連して更なる法令改正も見込まれている。</p> <p>主に労働相談業務を担当する職員は、定期的な人事異動によって数年で他部署へ異動するため、労働者支援事務所における知識及び経験の蓄積が課題となっている。</p>	
意見	<p>労働相談体制に関して継続的な専門性の確保を図るため、人事異動を含めて様々な観点から職員配置のあり方を検討することが望まれる。また、既存の労働相談体制の活用又は外部の専門性を有する者の活用によって、より労働相談を受けやすい環境づくりをすることが望まれる。</p> <p>さらに、引き続き、労働に関する相談窓口を設置している他の機関との情報交換を密に行うとともに、他機関の相談窓口との連携強化を図ることが望まれる。</p>	
項目	(イ) (意見) 出張相談における事前予約がない場合の対応の再検討について	P 112
現状	<p>県は、県内4か所に労働者支援事務所を設置しており、労働相談を受け付けている。各労働者支援事務所は、管轄内の地域に赴いて労働相談を行う「出張相談」も定期的に行っている。そのうち、北九州労働者支援事務所において、行橋市で実施する出張相談、筑豊労働者支援事務所において、直方市及び田川市で実施する出張相談について、事前予約の有無にかかわらず、県職員が毎月現地に赴いて実施している。</p>	
意見	<p>出張相談件数の状況を踏まえ、事前予約がない場合の労働者支援事務所の出張相談の対応方法について再検討することが望まれる。</p>	
項目	(ウ) (意見) 福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について	P 115
現状	<p>福岡労働者支援事務所では、施設に余裕がないという理由で専用の個別相談室が設けられていない。県によると、相談者が来所した場合は、機密性を備えた所長室が優先的に使用され、その際、所長は極力退出しており、本来の所長業務の遂行に支障が生じているとのことである。</p>	
意見	<p>所長室を利用して相談業務に対応することは管理上も所長業務遂行上も支障が生じているため、プライバシー等に配慮した相談室を確保することが望まれる。</p>	
項目	(イ) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善について	P 117
現状	<p>筑豊労働者支援事務所は、県飯塚総合庁舎別館2階に設置されている。利用者の中には障がい者や小さい子どもと一緒に来所する女性もいるが、エレベーターはなく、階段を利用している状況にあり、バリアフリー化されていない。</p>	
意見	<p>県は、施設のバリアフリー化に向けて、飯塚総合庁舎敷地内の1階への移転や他施設への移転等の方策等も含めて検討し、早期に利用者の利便性を改善することが望まれる。</p>	

オ 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係

項目	(ア) (結果) 協議会における有期雇用契約職員の勤怠管理について	P 118
現状	<p>県は、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「本協議会」という。）に対し補助金を交付している。本協議会の有期雇用契約職員について、就業規則での定めを超える時間単位年次有給休暇を取得している者がいた。</p>	
指摘事項	<p>就業規則で定められた時間単位年次休暇の上限を超えることがないように適切な勤怠管理を行う必要がある。</p>	
項目	(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイクルの強化について	P 121
現状	<p>県は、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を推進するため、推進機関として本協議会を設置しており、本協議会の事業及び運営に関する基本的事項については、総会で審議、決定することとされている。</p> <p>総会資料を閲覧したところ、平成28年度の事業計画に対する達成状況及びその分析等について記載されておらず、議事録を見ても、目標と実績との比較分析に関して議論されている記録はなかった。</p>	
意見	<p>総会に提出される事業報告書に目標の達成状況等の評価を記載し、各構成員が議論しやすい記載とするなど、本プロジェクトのPDCAサイクルをより強化することが望まれる。</p>	
項目	(ウ) (意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について	P 123
現状	<p>本協議会において、UIJターン転職を希望する人材の短期体験訪問を受け入れる企業に対し、必要経費を助成する事業を行っている。このUIJターン体験訪問助成金について、平成28年度の利用実績は計画（予算）を大きく下回っている。</p>	
意見	<p>今後は、UIJターン希望者に対しても制度の広報等利用促進に向けた取組を直接行うことについて検討することが望まれる。</p> <p>県においては、企画・地域振興部において移住定住窓口等の設置、商工部においてプロフェッショナル人材の採用支援、その他各部においても移住を伴う産業人材の確保等を行っているところである。これら各関係部局と連携し、利用促進に向けて広報等のアプローチを検討することが望まれる。</p>	
項目	(I) (意見) 協議会が行う助成金支給に関する具体的な判断基準等の文書化について	P 126
現状	<p>本プロジェクトにおいて、県は、特定分野の事業者を対象として本協議会を通じた助成を行っている。</p> <p>助成金の交付要綱を閲覧したところ、「A)新規雇用者育成助成金の対象経費の一部の内容」「B)2種類以上の助成金が併給可能であるか」及び「C)新規雇用者育成助成金の対象労働者の集計方法」について不明確な点が見受けられた。</p> <p>県によれば、助成金支給に係る判断に疑義がある場合は、協議しているとのことであるが、平成28年度に開催された当該協議に関する議事録等は保存されていなかった。</p>	
意見	<p>助成金支給の判断に関する記録が保存されていないことは、結果として担当者の記憶に依存することとなり、担当者や判断時期等によって判断が異なる可能性がある。</p> <p>したがって、県は、助成金支給の判断に関する記録を保存・整理し、判断に疑義が生じた場合は必要に応じて参照することが望まれる。</p> <p>なお、以上の課題を受けて、平成29年4月から担当者ミーティングの議事録を作成・保存している。県は、今後も引き続き、ミーティングの実施や議事録の保存を通じた情報の共有を図るとともに、過年度議論となった分も含め、判断の相違が生じやすいと考えられる点について、次年度の助成金交付要綱の更新やQ&amp;A集の作成等も検討しながら、判断基準を共有することが望まれる。</p>	



項目	(ウ) (意見) 協議会における契約に関する規定等の整備について	P 130
現状	<p>本協議会では、補助対象事業の一部について業務を委託している。</p> <p>委託業務の契約書において、県の規則をもって契約保証金を免除することを規定している。しかし、本契約は、普通地方公共団体ではない本協議会と委託先との契約であり、契約保証金に関する条項を設ける必要はなく、県の規定を適用することもできない。</p>	
意見	<p>本協議会と委託先との契約書上は、不要な条項であるため、契約書条項から削除するか、県と同様に、契約に関して契約保証金を納付させる場合には、本協議会の会計事務取扱規則等に契約保証金に関する規定を加える等の対応を行うことが望まれる。</p> <p>また、これと同様に、県規則等を直接引用又は準用している規定や文書等の表現が適切であるか確認することが望ましい。</p>	

## (2) 新雇用開発課

### ア 業務委託関係

項目	(ア) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について	P 132
現状	<p>県は、各種センターの運営やセンターにおける業務実施に関して、毎年度4月1日から翌年3月31日までを契約期間として業務を委託している(以下「通年型委託契約」という。)</p> <p>通年型委託契約については、毎年、業者選定手続が必要であり、その手続に時間と労力を要する等の課題がある。</p>	
意見	<p>通年型委託契約に関し、県は、単年度契約に関する課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p>例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。</p>	

## (3) 職業能力開発課

### ア 補助金関係

項目	(ア) (結果) 職業訓練協会に対する補助金の適切な審査について	P 134
現状	<p>県は、各地区職業訓練協会に対し補助金を交付している。補助対象経費の算定に際し、経費及び収入について、事業別に按分して会計処理をしていないため、本来あるべき補助事業に係る経費及び収入が適切に集計されていない。</p>	
指摘事項	<p>県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、各地区職業訓練協会の経費及び収入の内容など適切な審査を行うことが必要である。</p> <p>さらに、今後は、補助金を交付する以上、補助事業に係る経費及び収入と補助対象外の経費及び収入とを適切に按分して交付申請するように各地区職業訓練協会に対して適切に指導することが必要である。</p>	
項目	(イ) (結果) 職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について	P 136
現状	<p>県は、福岡県職業能力開発協会(以下「本協会」という。)に対し補助金を交付している。交付決定時の補助対象経費区分に対応するように補助金の確定額を計算すると既に支出された補助金の額は、93,000円過大となる。</p>	

指摘事項	県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり交付決定時の補助対象経費区分ごとに計算するなど適切な審査を行うことが必要である。その際、本協会に対しても適切に指導することが必要である。	
項目	(ウ) (結果) 技能士会連合会に対する補助金の適切な審査について	P 139
現状	県は、一般社団法人福岡県技能士会連合会に対し補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。交付申請から補助金の額の確定に至る一連の書類を閲覧した結果、本補助金の取扱いに問題がある点と考える点が4点あった。県では、会計事務チェックシートを用いてチェックを行っているが、詳細については適切に審査されていないと考えられる。	
指摘事項	県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、交付要綱のとおり補助対象経費等が算定されているか、必要に応じ、その詳細資料を入手するなどして、適切に審査することが必要であり、審査結果についても記録に残すことが必要である。	

#### イ 委員謝金関係

項目	(ア) (意見) 福岡県技能評価認定審査会の委員謝金に係る源泉所得税の取扱いについて	P 143
現状	県は、申請があった技能評価の審査等を行うため、福岡県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）を設置している。審査会の委員謝金及び交通費について、所得税法第204条第1項第1号に規定する「報酬」に該当するとしている。しかし、「平成28年版源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページ）において委員謝金に該当する項目は見当たらない。また、国税庁は、所得税基本通達において、国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として給与等とすると規定している。	
意見	審査会の委員謝金及び交通費の源泉徴収に関しては、所轄の税務署等と協議の上、給与等として取り扱うよう検討することが望まれる。	

#### ウ 子育て女性就職促進事業関係

項目	(ア) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直しについて	P 148
現状	<p>県は、託児付かつ短時間の職業訓練（以下「子育て女性職業訓練」という。）を委託しており、この子育て女性職業訓練を受講できる対象者について、「子育て等の理由により、現在、未就業状態である女性（子育て中のほか、子育てが一段落してこれから就職を希望する方など）」としている。</p> <p>県によると、子育て女性職業訓練の実施に当たって 受講者が子育て中であること（又は子育ての経験があること）及び 求職中であることについて、委託先に対して口頭確認を行うこと及び確認した旨を記録することを求めているが、書類等による確認までは求めているとのことである。</p>	
意見	<p>原則として、書類等による受講要件の確認を行うことが望まれる。</p> <p>その際、例えば、母子手帳や子どもの健康保険証等といった子育て中であることの確認や未就業状態にあり就業に伴う所得がないことの確認等が考えられる。</p>	

## エ 公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係

項目	(ア) (意見) 職業訓練委託に係る訓練実施報告書の適切な検査の実施について	P 152
現状	<p>県は、福岡県立田川高等技術専門校において、団体Aに対し、職業訓練の実施に伴う業務を委託している。団体Aから提出された平成28年11月分の訓練生の出欠状況等報告書を閲覧したところ、日次集計と月次集計に欠席日数の不一致が発見された。なお、最終的な計算結果は整合していた。</p>	
意見	<p>委託訓練実施状況に関する各種報告書は、委託料計算の根拠となるものであり、実際の訓練日数等の集計が報告書に記載されている集計と異なる場合、誤った委託料を算出する可能性がある。委託料の計算方法は、委託内容によって異なるため、県は、各種報告書の整合性も含め適切に審査することが望まれる。</p>	
項目	(イ) (意見) 公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について	P 155
現状	<p>各職業能力開発施設においては、訓練生が費用を負担する教材及び作業服などについて、一括して購入すること等を目的として、訓練生から金銭を預かり、管理している。</p> <p>今回、抽出した4校（障害者校、戸畑校、小竹校、田川校）において、預り金の取扱状況を調査した結果、各校で取扱要領を制定して運用されていた。特に訓練生からの預り金の精算に当たり残額が発生した場合、取扱要領に基づき訓練生に還付しているが、その際、端数が発生することも多く、端数の取扱いに差異が見受けられた。</p>	
意見	<p>訓練生からの預り金は、いわゆる公金には当たらないが、県職員が管理することから、公金に準じた適切な管理・運用が求められる。</p> <p>県は、各校の運用における実態を把握し、必要に応じ、指導又はQ &amp; Aの作成等更なる適切な管理運用に向けて取り組むことが望まれる。</p>	
項目	(ウ) (意見) 公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について	P 157
現状	<p>県では、各種広報手段による広報やオープンキャンパス等の実施、学校との連携等訓練生の確保に向けた取組を行っているものの、訓練生の継続的な確保が課題であり、特に若年者層の訓練生確保が課題となっている。</p>	
意見	<p>訓練生の継続的な確保に向け積極的な広報活動に加え、各施設に対する交通アクセスの改善について検討することが望まれる。</p>	
項目	(イ) (意見) 福岡障害者職業能力開発校における寮の有効活用の検討について	P 158
現状	<p>福岡障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）では、通校が困難な訓練生のために寮が設置されているが、近年特に利用率が低い状況にある。</p>	
意見	<p>障害者校の寮について、利用者の大幅な増加が見込めないのであれば、収容可能人員を見直すとともに、居室改善等を行い、施設の更なる有効活用について国と協議するよう検討することが望まれる。</p>	
項目	(オ) (意見) 未利用地の利活用方法の検討について	P 159
現状	<p>田川高等技術専門校には、分校として中津原分校があったが、平成19年3月に廃校となっており、当該土地は現在利用されていない。</p>	
意見	<p>処分や貸付の制約となっている課題を整理し、その解決に向け具体的に取り組むことが望まれる。</p>	

### (4) 労働委員会事務局調整課、審査課

監査の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

以上